

事 務 連 絡  
令和 3 年 3 月 17 日

伊仙町指定地域密着型サービス事業所 管理者 様  
伊仙町指定総合事業事業所 管理者 様

伊仙町地域福祉課長  
( 公 印 省 略 )

令和 3 年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係わる体制等に関する届出について

平素より町介護保険事業の運営に対し、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)」等の改正に伴い、新設又は要件等が変更された加算等を令和 3 年 4 月 1 日以降に算定する場合は、届出が必要となります。

また、全サービス共通事項として、科学的介護システム (LIFE) の登録の有無の届出も必要ですので、加算要件に変更がない事業所におかれましても、届出が必要となりますのでご注意ください。

各サービス事業所におかれましては、当町ホームページをご確認の上、**令和 3 年 4 月 1 日**までに指定権者へ届出の手続きを行ってください。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

#### 記

- 1 提出期限 令和 3 年 4 月 1 日 (木) (郵送の場合は当日消印有効)  
※国・県の動向にて提出期限を延長する場合がございます。

- 2 提出物 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書  
介護給付費算定に係る体制状況一覧表

※各サービス種別にて、提出様式が異なりますので、各自確認の上提出ください。また、新規加算取得、加算の内容変更の場合は、根拠資料の提出も必要です。

問い合わせ先 伊仙町地域福祉課 介護保険係 古川 電話：0997-86-3111 FAX：0997-86-2064
---